

## 東大阪市文化芸術審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市文化芸術振興条例（平成21年東大阪市条例第12号）第14条第2項の規定に基づき、東大阪市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術活動を行う者
- (3) 本市住民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募し、その応募者のうちから選考する。ただし、応募がないときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第3号の委員を除き、再任されることができる。

( 会長及び副会長 )

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 会議の公開 )

第 6 条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

(1) 東大阪市情報公開条例(平成 11 年東大阪市条例第 1 号)第 6 条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

2 前項各号に該当するかどうかは、会長が審議会の会議に諮って決定する。

( 関係者の出席 )

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、人権文化部において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 2 項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。